

令和元年度大阪府私立学校審議会令和元年12月定例会議事録（概要版）

- 1 と き 令和元年12月23日（月）  
開会10時00分～閉会11時30分
- 2 と ころ 大阪府庁新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース2
- 3 出欠状況

|               |  |
|---------------|--|
| 出席委員<br>(12人) | 開沼太郎委員（会長）、安達讓委員、天野久委員、岡山伸子委員、川田長嗣委員、清水尚道委員、谷村綾子委員、辻本賢委員、中野剛委員、前川悟委員、村上靖平委員、吉田豊道委員 |
| 欠席委員<br>(6人)  | 森真太郎委員（副会長）、白江真由美委員、中井文哉委員、辻川圭乃委員、松浦真理委員、山北浩之委員                                    |

4 議 事

| 議案    | 内容                         | 審議結果の議事概要  | 委員からの主な意見 |
|-------|----------------------------|--|-----------|
| 第1号議案 | 藍野高等学校の収容定員に係る学則変更の件       | 志願者数の増加に伴う収容定員の変更。議案は適当。                                     | 議事概要のとおり  |
| 第2号議案 | 追手門学院大手前高等学校の収容定員に係る学則変更の件 | 志願者数の増加に伴う収容定員の変更。委員から様々な意見があったが、校地校舎教職員等の基準は全て満たしており、議案は適当。 |           |
| 第3号議案 | ルネサンス大阪高等学校の設置者変更の件        | 親会社への経営統合に伴う設置者の変更。今後、委員からの様々な意見に留意することとし、議案は適当。             |           |
| 第4号議案 | 八洲学園高等学校の学則変更の件            | 新たに指定を受けた技能教育施設について技能連携校に追加することに伴う学則変更。議案は適当。                |           |
| 第5号議案 | 大阪ハイテクノロジー専門学校の目的変更の件      | 新たに専門課程を設置することに伴う目的変更。議案は適当。                                 |           |

## 議事概要【各議案についての主な意見】

### ○第1号議案

- ・特になし。

### ○第2号議案

- ・距離的なものは、かなり離れていると思うが、支障がないと判断されたのか。
- ・大学との共用となると、高校側では支障がなくても、大学の授業時間割を組む上で、中学、高校と共用では、かなり過密な状態となり、様々な支障があるのではないかと。
- ・共用となると実収容人数は多くなり1人当たりの面積はかなり少なくなるのではないかと。
- ・図面上、運動場の名称が大学名となっている。共用とわかる方が望ましいのではないかと。
- ・小学校、中学校の設置基準はこれを満たしているのか。
- ・概ね1時間以内という基準は満たしているのか。
- ・これまで定員超過について指導してきたとのことだが、今後は定員超過する可能性はないのか。

### ○第3号議案

- ・当該学校の設置者は上場企業なのか。株主はどのようなのかと思っただが上場されているならよい。
- ・現在の運営法人は、親会社のコンテンツ事業と位置付けられている。教育とコンテンツは違う。
- ・子会社が今まで設置者であったことに驚いている。コンテンツ事業と位置付けていることからしても、学校そのものを売買するという前提で事業を進められているのではないかという意味で、教育という概念とは違うのではないかと違和感を感じる。
- ・広域の通信制というのが増えてきていて、それぞれが定員を増やしている状況。大変競争が激しくなっていく中で、経営統合されるので、教育的なガバナンスが効かなくなって、高校生に不利益が出ないのか、非常に気になる。
- ・保育園に株式会社の参入が認められた。真摯に運営しているところもあるが、元々株式会社は、利益を追求する企業であり、利益を追求しない学校教育との差は相反するところがあるかと思う。ガバナンスに関して、しっかりとやっているという裏付けの資料としては、どのようなものがあるのか。
- ・学校法人の理事長と株式会社の設置者の役員の資格に関する基準というのは、違いがあるのかないのか、あればどう違うのか。また、役員の資格に関する基準について、欠格条項はどのような条項があるのか。一部上場されている会社の役員の場合、資格基準はなくて、誰でもいいのか。
- ・学校法人だと校長がガバナンスに参加できるが、役員が教育の内容よりも利益を求められてガバナンスに参加できないことに対して大丈夫かなという懸念がある。
- ・当該校のホームページには、登校日最短年4日と書かれており、放送視聴ありきの設定になっている。他に真面目にやっている通信制高校が誤解されるので、何かの機会に指導してもらいたい。もう1点は新たに運営法人となる会社の株価が低く心配である。

### ○第4号議案

- ・特になし。

### ○第5号議案

- ・特になし。